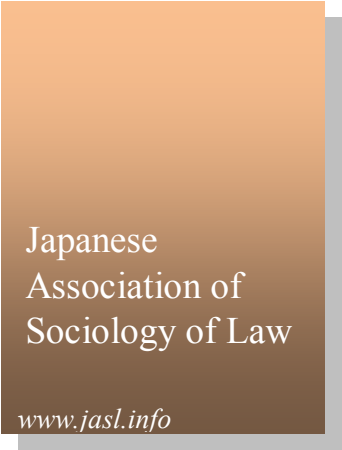




Japanese
Association of
Sociology of Law

www.jasl.info

2017年度
日本法社会学会
学術大会

於：早稲田大学

2017年5月26日(金)～28日(日)

日本法社会学会

2017 年度学術大会開催のご案内

学術大会運営委員会

日本法社会学会 2017 年度学術大会が、2017 年 5 月 27 日(土)・28 日(日)の両日、早稲田大学早稲田キャンパス(〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1丁目6-1)にて開催されます。会場へのアクセス方法は、後掲の会場案内の地図をご参照ください。

本年度の学術大会では、学会創設70周年記念シンポジウムを第一日目に開催し、個別報告、ミニ・シンポジウム、ポスターセッション等は第二日目に開催することが予定されています。また、若手ワークショップ(5月26日(金))、女性ランチョン(5月28日(日))などは例年通り開催されます。大会日程、及び学会創設70周年記念シンポジウム、ミニ・シンポジウム、個別報告、ポスターセッション等の詳細は『学術大会プログラム集』に掲載されていますので、ご覧の上、奮ってご参加いただきますようお願い申し上げます。なお、『学術大会プログラム集』など学術大会についての最新情報は、学会ウェブ・サイト(www.jasl.info)にて随時ご案内しますので、あわせてご参照ください。

各分科会やミニ・シンポジウム等の部屋割りは皆さまの参加希望をふまえて決定し、当日に会場をご案内いたします。なお、学会事務委託先の変更にともない、今年度から参加申し込み方法が従来の葉書による連絡ではなく、オンラインでの登録になりました。出欠および参加予定分科会、お弁当の希望、祝賀会への出席のご連絡はウェブによる入力をお願い申し上げます。学会ウェブ・サイト(www.jasl.info)へアクセスし、会員専用ページに入ってください。事務作業効率化のためウェブ入力をお願いしておりますが、やむを得ない場合のみ、FAX で学会支援機構(03-5981-6012)まで、学会名(日本法社会学会)、氏名、参加分科会名、5月28日(日曜日)の弁当注文の可否、祝賀会の出欠(出席の場合一般か学生か)、総会の出欠を、御連絡ください。開催校での準備の都合上、5月15日までにご入力・ご連絡ください。

会場に関するお問い合わせにつきましては、早稲田大学の石田京子会員(kyo@waseda.jp)までお願いいたします。プログラム全般については、学術大会運営委員会の太田勝造会員(sota@j.u-tokyo.ac.jp)までお問い合わせください。

祝賀会のご案内

日時:5月27日(土)夕刻(学術大会終了後の18時頃からを予定)

会場:「森の風」(早稲田キャンパス26号館15階)

<http://www.cafecompany.co.jp/brands/morinokaze/>

費用:一般会員 5,000 円, 学生会員 4,000 円

出欠回答のお願い:祝賀会の出欠はウェブサイト(上記学会 HP)にてご登録下さい。

昼食のご案内

27日(土)は、大学付近の飲食店も営業していますので、お弁当の用意はいたしません。お茶と昼食会場は用意致します。28日(日)につきましては、ウェブサイト(上記学会 HP)でお弁当(1個1000円)の有無をご登録下さい。注文された方につきましては、キャンセルはできませんので、ご了承下さい。

詳しくは『学術大会プログラム集』および学会ウェブサイトで！

その他、ウェブサイトを利用したレジュメ等の事前配布、会員以外の方の傍聴料、大会参加のための宿泊に関する情報等のご案内が、『学術大会プログラム集』に掲載されておりますので、ご覧ください。また、学術大会についての最新情報を、学会ウェブサイト(www.jasl.info)にて随時ご案内しますので、ご参照ください。

WEB環境のご案内

早稲田大学は、eduroam に参加しております。eduroam 参加校ご所属の参加者の方につきましては、所属大学からの接続方法を確認の上、eduroam をご利用ください。また、eduroam を利用できない方につきましては、当日、早稲田大学のインターネットに接続できるように手配いたします。

日本法社会学会 2017 プログラム

2017 年 05 月 26 日(金) 13:00 - 17:40 若手ワークショップ

13:00 - 14:30	第一部：学会奨励賞 受賞者講演	高野さやか（第 17 回学会奨励賞著書部門受賞）『ポスト・スハルト 期インドネシアの法と社会：裁くことと裁かないことの民族誌』
14:40-17:10	第二部：法社会学国際会議メキ シコ大会参加者予備報告会	楠本敏之，久米一世，齋藤宙治， 竹部晴美，波多野綾子
17:20-17:40	第三部	若手会議

2017 年 05 月 27 日(土) 09:30 - 18:00 日本法社会学会 70 周年記念シンポジウム（早稲田大学）

09:00 12:30	9:00 開場 9:30 開会の挨拶 理事長・佐藤 岩夫 9:35 企画全体の趣旨説明 70 周年記念シンポジウム実行委員長・濱野 亮 9:45 I. 第 1 部 「法社会学研究の軌跡と課題」 司会：北村隆憲・阿部昌樹 9:45 (1) 法社会学研究の動向：渡辺 千原 10:10 (2) 法社会学研究の組織的基盤：高橋 裕 10:35 (3) グローバル化時代の法社会学：Dimitri Vanoverbeke 11:00 (4) 実務家からのコメント：四宮 啓・大澤 恒夫 11:25 パネルディスカッション
12:30 13:30	昼 食
13:30 14:30	13:30 II. 記念講演 13:30 元理事長・廣渡 清吾 14:00 元理事長・村山 眞維
14:40 17:00	14:40 III. 第 2 部 「隣接分野と法社会学の対話」 司会：太田 勝造・桎澤 秀木 14:40 (1) 法と心理学：仲 真紀子 15:00 コメント：藤田 政博 15:10 (2) 法と経済学：細江 守紀 15:30 コメント：飯田 高 15:40 (3) 法とジェンダー：落合 恵美子 16:00 コメント：南野 佳代 16:10 (4) 実定法学：大村 敦志 16:30 コメント：高村 学人 16:40 質疑応答
18:00 20:00	祝 賀 会

09:00 12:00	ミニシンポジウム① 佐藤 岩夫 「超高齢社会の法社会学研究の課題：大規模サーベイ調査に向けた理論的・方法的検討」 佐藤 岩夫「超高齢社会の法社会学研究の課題：企画趣旨説明をかねて」 阿部 昌樹「超高齢社会を対象とする紛争経験調査の課題と方法」 太田 勝造「超高齢社会における訴訟利用調査の課題と方法」 コメンテータ 1：菅原郁夫 コメンテータ 2： Dimitri Vanoverbeke	ミニシンポジウム② 藤本 亮 「第 67 期弁護士キャリアとその規定因—62 期弁護士調査との比較を中心に」 藤本 亮「67 期弁護士調査と 62 期弁護士調査の概要」 石田 京子「法科大学院・司法修習の評価とキャリアへの影響」 藤本 亮「登録地・登録事務所の多様性とその規定因」 武士俣 敦「業務内容の構造」 上石 圭一「収入の規程因の多変量分析」 宮澤 節生「67 期調査にみる弁護士追跡調査の意義」	個別報告分科会 司会：大河原 真美 齋藤 宙治 「子どもの法的地位をめぐる一般人の法意識」 橋本 誠志 「IoT時代の倒産と管財人の責任負担に関する一考察」 馬場 健一 「司法統計から見た簡裁司法書士代理の実情と機能」 早瀬 利博 「不作為の入会権と保全地役権—上関原発立地空間に生きる鎮守の森を事例として—」
12:00 13:00	昼 食 [総会] [同時時間帯に女性ランチョンを開催]		
13:00 14:00	理事・監事会		
14:00 16:50	ミニシンポジウム③ 高村 学人 「入会権研究の軌跡と現代的課題—研究ストックの再活用を目指して」 林 雅秀・金澤 悠介「入会権調査史料のアーカイブ化とその歴史計量分析」 鈴木 龍也「入会訴訟から見る入会問題の変化と法理論」 矢野 達雄「入会林野近代化法 50 年の総括」 三俣 学「北欧の自然アクセス制にみる重層性と多様性—入会権の現代的再構築への示唆」 コメンテータ：棚澤能生	ミニシンポジウム④ 飯 考行 「津波被災者家族の思いと裁判という選択」 飯 考行「津波被災者家族の思いと裁判という選択」 小野 智美「七十七銀行女川支店訴訟 最高裁まで問いつけた家族」 小佐井 良太「津波被災訴訟事件と紛争解決のあり方—日と幼稚園事件を中心に」 土屋 明広「津波被災訴訟における「真実」解明のゆくえ—大川小学校訴訟」 大坂 恵里「津波災害の損害賠償論」	ポスターセッション 早瀬 利博 「不作為の入会権と保全地役権—上関原発立地空間に生きる鎮守の森を事例として—」
16:50 17:00	理 事 長 挨拶		

報告題目・目次

5月26日(金)

若手ワークショップ2
学会奨励賞受賞者講演
法社会学国際会議メキシコ大会参加者予備報告会
若手会議 2017

5月27日(土)

午前

70周年記念シンポジウム
「第1部 法社会学研究の軌跡と課題」4
濱野 亮（立教大学）企画全体の趣旨説明
司会：北村隆憲（東海大学）・阿部昌樹（大阪市立大学）
(1) 渡辺千原（立命館大学）「法社会学研究の動向」
(2) 高橋 裕（神戸大学）「法社会学研究の組織的基盤」
(3) Dimitri Vanoverbeke（University of Leuven）「グローバル化時代の法社会学」
(4) 四宮啓（弁護士）・大澤恒夫（弁護士）「実務家からのコメント」

5月27日(土)

午後

70周年記念シンポジウム
「第2部 隣接分野と法社会学の対話」10
司会：太田勝造（東京大学）・樫澤秀木（佐賀大学）
(1) 仲 真紀子（北海道大学）「法と心理学」
○コメンテータ：藤田政博（関西大学）
(2) 細江守紀（熊本学園大学）「法と経済学」
○コメンテータ：飯田高（東京大学）
(3) 落合恵美子（京都大学）「法とジェンダー」
○コメンテータ：南野佳代（京都女子大学）
(4) 大村敦志（東京大学）「実定法学」
○コメンテータ：高村学人（立命館大学）

5月28日(日)

午前

ミニシンポジウム①
「超高齢社会の法社会学研究の課題：
大型サーベイ調査に向けた理論的・方法論的検討」15
コーディネータ：佐藤岩夫（東京大学）
(1) 佐藤岩夫「超高齢社会の法社会学研究の課題：企画趣旨説明をかねて」
(2) 阿部昌樹（大阪市立大学）「超高齢社会を対象とする紛争経験調査の課題と方法」
(3) 太田勝造（東京大学）「超高齢社会における訴訟利用調査の課題と方法」
○コメンテータ：菅原郁夫（早稲田大学）・
Dimitri Vanoverbeke（University of Leuven）

5月28日(日)
午後

ミニシンポジウム②

「第 67 期弁護士のカリヤとその規定因

——62 期弁護士調査との比較を中心に」…………… 18

コーディネータ：藤本亮（名古屋大学）

- (1) 藤本亮「67 期弁護士調査と 62 期弁護士調査の概要」
- (2) 石田京子（早稲田大学）「法科大学院・司法修習の評価とキャリアへの影響」
- (3) 藤本亮「登録地・登録事務所の多様性とその規定因」
- (4) 武士俣敦（福岡大学）「業務内容の構造」
- (5) 上石圭一（追手門学院大学）「収入の規定因の多変量分析」
- (6) 宮澤節生（UC Hastings／龍谷大学）「67 期調査にみる弁護士追跡調査の意義」

個別報告分科会……………21

司会：大河原真美（高崎経済大学）

- (1) 齋藤宙治（東京大学）「子どもの法的地位をめぐる一般人の法意識」
- (2) 橋本誠志（徳島文理大学）「IoT 時代の倒産と管財人の責任負担に関する一考察」
- (3) 馬場健一（神戸大学）「司法統計から見た簡裁司法書士代理の実情と機能」
- (4) 早瀬利博（長崎大学）「不作為の入会権と保全地役権
——上関原発立地空間に生きる鎮守の森を事例として——」

ミニシンポジウム③

「入会権研究の軌跡と現代的課題——研究ストックの再活用を目指して」…26

コーディネータ：高村学人（立命館大学）

- (1) 林雅秀（山形大学）・金澤悠介（岩手県立大学）「入会権調査史料のアーカイブ化とその歴史計量分析」
- (2) 鈴木龍也（龍谷大学）「入会訴訟から見る入会問題の変化と法理論」
- (3) 矢野達雄（広島修道大学）「入会林野近代化法 50 年の総括」
- (4) 三俣学（兵庫県立大学）「北欧の自然アクセス制にみる重層性と多様性
——入会権の現代的再構築への示唆」
○コメンテータ：棚澤能生（早稲田大学）

ミニシンポジウム④

「津波被災者家族の思いと裁判という選択」…………… 29

コーディネータ：飯考行（専修大学）

- (1) 飯考行「津波被災者家族の思いと裁判という選択」
- (2) 小野智美（朝日新聞社）「七十七銀行女川支店訴訟 最高裁まで問い続けた家族」
- (3) 小佐井良太（愛媛大学）「津波被災訴訟事件と紛争解決のあり方
——日和幼稚園事件を中心に——」
- (4) 土屋明広（金沢大学）「津波被災訴訟における「真実」解明のゆくえ
——大川小学校訴訟——」
- (5) 大坂恵里（東洋大学）「津波災害の損害賠償論」

5 月 26 日（金） 13:00～17:30

・ 若手ワークショップ

若手ワークショップ

於 早稲田大学 早稲田キャンパス 8 号館 3 階会議室

【第一部】学会奨励賞受賞者講演 13:00～14:30(質疑応答を含む)高野さやか会員 (中央大学)

第 17 回学会奨励賞著書部門

受賞作：『ポスト・スハルト期インドネシアの法と社会

——裁くことと裁かないことの民族誌』（三元社，2015 年）

【第二部】法社会学国際会議メキシコ大会参加者予備報告会 14:40～17:10楠本敏之会員

The Non-Regular Employment Problem and Social Security Law Policy in Japan: Focusing on the Relationship between Employers' Share of Social Insurance Premiums and Corporate Behavior

久米一世会員

A Study on the Recent Reforms of Farmland Re-Distribution Scheme in Japan

齋藤宙治会員

An Empirical Study of Japanese Attorneys' Negotiation Ethics in Divorce Settlement: Client, Fairness, and Child's Right

竹部晴美会員

How Judges Decide Civil Cases under Insubstantial Evidences in Japan: Myth and Reality of the "Assumption of Facts" Provision in the Asbestos Case

波多野綾子会員 [論文配布]

Can Strategic Human Rights Litigation Complement Social Movements?

A Case Study of Anti-Hate Speech Movement in Japan

【第三部】若手会議 17:20～17:40

事務的事項を確認し，来年度の若手WSについて話したいと考えております。

なお，ワークショップ終了後，18 時ごろに懇親会を開催します。奮ってご参加くださいますよう，よろしくお願い申し上げます。

*本ワークショップは，事前申込み不要・参加費無料です。

*若手ワークショップ 2017 に関するお問い合わせは，幹事の齋藤 (hsaito@j.u-tokyo.ac.jp)

または担当理事の飯田 (iida-t@iss.u-tokyo.ac.jp) までお願いいたします。

5 月 27 日（土） 9:30～12:30

日本法社会学会 70 周年記念シンポジウム
第 1 部「法社会学研究の軌跡と課題」

日本法社会学会 70 周年記念シンポジウム 企画趣旨説明

創設 70 周年記念シンポジウム実行委員長 濱野亮（立教大学）

1947 年 12 月に設立された日本法社会学会は本年設立 70 周年を迎える。2015 年 11 月 1 日の理事・監事会で、学会創設 70 周年記念事業として学術大会の一日をあてて記念シンポジウムを開催することが決定され、実行委員会が組織された。

実行委員会は、まず、過去の記念事業（30 周年、40 周年、50 周年）について振り返り、そのうえで、創設 50 周年記念大会（1997 年）以来の 20 年間のわが国の法社会学の展開について議論した。実定法学との関係が弱まったこと、隣接他分野との対話と交流・協働が活性化していること、司法制度改革のインパクトが大きいこと、国際化・グローバル化が進んでいること、会員数の減少が著しく、また若手会員の数が増えないこと、研究者養成について課題があることなどの意見が示された。

シンポジウムのフォーマットについて、いくつかの方向性が示され協議した結果、記念式典としての祝祭性と学術大会としての実質性のバランスをとることを念頭にプログラム構成を決定した。

午前はシンポジウム第 1 部「法社会学研究の軌跡と課題」と題し、会員自身が内省し展望する企画とし、過去 20 年間のわが国の法社会学研究の軌跡と今後の課題を中心テーマとして内外の 3 名の研究者会員の報告、実務家会員 2 名のコメントとパネルディスカッションを通じて議論を深めた。

午後は、廣渡清吾元理事長、村山眞維元理事長による記念講演のあと、シンポジウム第 2 部「隣接分野と法社会学の対話」を実施する。法社会学に隣接する 4 分野から報告者をお招きし、法社会学者、法社会学研究との交流・協働について振り返っていただくとともに、今後の展望と期待を述べていただく企画である。

節目である 70 周年の機会に、これまでの展開と現状を議論するとともに課題を明らかにし、日本法社会学会と法社会学研究の更なる発展を実現するにはどうしたらよいか考える契機としたい。

第1部 法社会学研究の軌跡と課題

司 会 : 北村隆憲 (東海大学)
阿部昌樹 (大阪市立大学)

1. 法社会学研究の動向

渡辺千原(立命館大学)

この20年(1998~2017年)の法社会学研究の動向をまとめることは報告者の能力を遥かに超える。よって、本報告では、主に日本法社会学会が学会として取り組んできた研究や活動、すなわち学術大会および学会誌での研究動向を主軸に、法社会学の20年の整理を試みたい。法社会学が「《法》を見る(2016年学術大会の全体テーマ)」学問とすると、《法》を見るアプローチと、見ようとする《法》現象がどのように変化してきたかを描くことが求められよう。

法社会学は、「本の上の法」の解釈を主眼とする実定法学に対抗し「現実の法」に目を向けようとする運動という側面と、アプローチとしての学際性に特徴があるが、それゆえに、法社会学の固有性が常に問われてきた。

この20年の幕開けの前、「法社会学のアイデンティティ」を求めようとした(1991年・1992年学術大会での棚瀬孝雄の基調報告)が、その後、法社会学はどのようなアイデンティティを獲得したと言えるだろうか。実定法学・法解釈学に対する固有性、他の隣接諸科学に対する固有性として、法社会学が何を目指し、どのように研究を展開してきたかを概観する。

ごく大雑把にまとめると、実定法学から一定の自律が進んだ一方で、実定法学との対話は相対的に少なくなったように思える。そして、アプローチが多様化した一方で、「法と〇〇研究」とされる学際的な研究は、法と心理学会(2000年)、ジェンダー法学会(2003年)、法と経済学会(2003年)などの個別の学会設立にともない、法社会学会から一定の自律性を有するようになった。

他方、この20年を振り返ると、法をめぐる社会構造の変革をも目指した司法制度改革というイシューをめぐる法社会学研究・法社会学者の活躍は特筆に値する。本報告では、特に、司法制度に関わる法社会学からのアプローチとその到達点に焦点を当てたい。

この20年の前半では、司法制度改革にかかわる研究が積極的行われ、また改革提言にも関与し、実務家との協働も進められた。改革を契機に、訴訟利用者調査やその他の司法関連の大規模な実態調査も行われた。ポスト司法制度改革期の現在、法社会学は司法と社会の変容を正確にとらえ、改革を検証し、次なる提言をすべきときかもしれない。問題提起は本報告を越えるが、司法改革をめぐるこれまでの歩みや課題を整理したい。

主な参考文献『法社会学』(50号~83号)

2. 法社会学研究の組織的基盤

高橋裕(神戸大学)

本報告では、法社会学研究にかかわる組織的な基盤について、基本的な情報を整理したうえで、分析を行なう。検討の主な素材とするのは日本法社会学会の諸情報（会員に関しては、人数・年齢・地域分布・選考の分布・役員の選出方法と選出状況・ジェンダーなど。組織に関しては、財政状況など）であり、特にその経年的変化に関心を向ける。あわせて、各大学における法社会学関連講座の開設状況などにも目を配りたい。

日本法社会学会の組織的諸事項については、これまでに、たとえば創立 50 周年記念事業の一環として相当程度の情報収集が試みられている（日本法社会学会創立五〇周年記念事業実行委員会（編）『法社会学への出発』日本法社会学会事務局、1997 年、特に 61 頁以下参照。同誌の内容は http://jasl.info/modules/about/index.php?cat_id=3 から閲覧可能）。しかしその際、創立間もなくからおよそ 20 余年について役員選出状況などの基本的な事項は明らかにならなかった（同前「あとがき」（田中茂樹氏執筆部分）参照）し、会員数や専攻分布の状況をめぐっては、創立 50 周年記念大会での広中俊雄氏の報告などで注目がされた（広中「法解釈学と法社会学」、『法社会学』50 号（1998 年）202-203 頁参照）ものの、経年的な整理がなされたことは管見の限りではこれまでない。また、法社会学教育の制度的整備状況をめぐっても、先行研究は存在する（宮沢節生「法社会学の制度化と研究指導体制の課題」、日本法社会学会（編）／六本佳平（責任編集）『法社会学の新天地』（有斐閣、1998 年）260 - 273 頁）が、その後の体系的な情報追完が行われていない。

こうした状況はもとより資料上の制約に起因することであり、現在でもその制約は大きい。本報告では、札幌大学図書館川島文庫所蔵の学会関連資料なども参照しながら、上述のような基本的な情報を、変化の相とともに可能なかぎり整理することを試みたうえで、法社会学研究の展開に学会の組織的变化や大学における制度化がどのような関係を有しているかについて検討する。

[参考資料・参考文献]本文中に示した文献のほか、『日本法社会学会会員名簿』諸年版および『法社会学』2 号・17 号・24 号・25 号・27 号・28 号、31 号・33 号掲載の会員名簿関連情報、『全国学協会総覧』・『全国学術研究団体総覧』諸年版、六本佳平「創立五〇周年を迎えた日本法社会学会」、『書斎の窓』471 号（1998 年 1=2 月号）56-62 頁。その他の資料の詳細については、当日の報告中で紹介する。

3. *Towards a Revival of Sociology of Law in Europe?*

Japanese Law and Society in a Globalized World

Dimitri Vanoverbeke(University of Leuven, KU Leuven)

Since the establishment of the Japanese Association of Sociology of Law in 1947, research on law and society in Japan has attracted attention by scholars worldwide in an uneven way. Attention for law and society in Japan outside the country was triggered by leading and pioneering scholars mostly in the US such as Dan Fenno Henderson, John Owen Haley and Frank Upham. This scholarship was extremely important not only for the topics that were analyzed but also for the methodological approach that was to provide a different understanding of the main law and society theses that prevailed in Japan at the time such as those reflected in Kawashima Takeyoshi's seminal work on dispute resolution in Japan(1963). Law and society research in Europe, however, suffered for a very long time from what we can call a "benign neglect" but since the end of the 1980s, attention for law in Japan in Europe gradually increased, parallel with the development of political and economic prominence of the country for the EU. In this paper we will first retrace the attention for law and society in Japan in the US and in Europe and analyze the range of topics and methodologies. Second, we will take a look at the efforts done at universities and research institutions in Europe related to teaching and research about law in Japan. Courses have been established and projects accepted but it also can be said that attention for law in Japan has waned since the late 1990s often in favour of area-attention for other countries that were considered to have a bigger impact on trade with the EU. In the third and final part of this paper, we will analyze the recent developments after the turn of the century. The number of students increased in Japan in all its facets has been exploding and is still going strong. Japanese studies are attracting the highest numbers of enrolled students in area studies departments. Law faculties are (re)introducing research and education on law and society in Japan, in law faculties or in area studies. A new interest for law in Japan can be seen. Is this interest in academia and in the world of practitioners driven by a similar or different interest that the interest for law in Japan outside Japan in earlier stages? How has law and society scholarship by Japanese scholars impacted scholarship by European scholars? These questions will mainly be addressed in this paper.

コメンテータ: 四宮啓・大澤恒夫

5 月 27 日（土） 14:40～17:00

日本法社会学会 70 周年記念シンポジウム
第 2 部「隣接分野と法社会学の対話」

第2部 隣接分野と法社会学の対話

司 会：太田勝造（東京大学）
檜澤秀木（佐賀大学）

1. 隣接分野と法社会学の対話：法と心理学

仲真紀子(北海道大学)

70 周年を迎える法社会学会に比べると、2000 年に設立された法と心理学会の日は浅いヒトでいえば思春期・青年期であり、アイデンティティの危機や拡散を経験しながら、自己（領域）の確立を目指している最中ともいえる。この 5 年間は文部科学省新学術領域「法と人間科学」を支援し、心理、法、社会、福祉の学や実務の融合や、領域の確立も進んだように思われる。ここでは研究の活性化や領域融合のきっかけとしての新学術領域「法と人間科学」につき、紹介したい。

「法と人間科学」は 2012 年-2017 年の研究領域提案型研究課題であり、総括班のもと、法意識と教育「捜査手続き」「裁判員裁判」「司法と福祉」という 4 つのフィールドで 10 の計画研究班が 5 年、16 の公募研究班が 2 年、延べ計 93 人の研究者が研究を行った。具体的な内容は以下の通りである。（ ）内は主たる領域だが、複数の研究者から成る班は原則異なる領域の研究者を含むこととし、研究班内、フィールド内、フィールド間での協働を促した。

【1】法意識と教育：責任概念（社会心理学）、刑罰と犯罪抑止（法社会学）、法教育（法社会学）、法教育（発達心理学）、法意識（進化心理学）、法的コンピテンス（生理心理学）

【2】捜査手続き：被疑者面接法（供述心理学）、目撃証言（認知心理学）、供述モデリング（社会心理学）、目撃証言記述聴取（認知心理学）、外国人への面接（日本語教育）

【3】裁判員裁判：裁判員の判断過程（認知心理学）、可視化（刑事訴訟法）、量刑審理（刑事訴訟法）、裁判員の判断（認知心理学）、検察審査員（認知心理学）、法に関する市民の違和感（認知心理学）

【4】司法と福祉：司法面接（認知・発達心理学）、犯罪者・非行少年への処遇（刑事訴訟法）、カルト被害と対策（社会学）、犯罪被害者支援（社会心理学）、司法面接における質問形式（発達心理学）、DV 被害母子支援（臨床心理学）、コンサルテーション（臨床心理学）、レジリエンス（民事訴訟法）

「法と人間科学」の大きな特徴は、すべての研究班が【基礎研究→実務家・市民への知見の提供→実務家・市民からのフィードバック（と社会実装）→基礎研究】というサイクルで研究を進めたことである。「知見提供」として重視した活動は、市民・実務家参加型の模擬裁判と、実務家・専門家向けの研修であった。このサイクルを用いれば、研究成果を実務社会に「流通」させ、実務からのフィードバックという「収益」を得ることができる。時間をかけ、ディスカッションやロールプレイを行うことで参加者のコミットメントは高まり、社会実装の道にもつながる。報告では、そういった道筋の一つとして筆者が担当した「司法面接」についても紹介する。

2. 隣接分野と法社会学の対話：法と経済学、および経済学

細江守紀(熊本学園大学)

(1) 法と経済学は法学と経済学の共同作業として法の研究を行うことである。現代の法と経済学はロナルド・コース（1991 年ノーベル経済学賞）から始まるが、現存の法のもとで複数の価値の衝突を調整するための、また、立法に当たっての制度設計が経済社会にもたらすかについて判断する枠組みを提供する。法学者からの「コースの定理」の評価があるが、コースの定理の系「取引費用がある場合には、権利の価値をより高く評価する者に権利が初期配分されなければならない。」ことの理解が重要である。

(2) 経済学は、理論モデルの構築、その分析を通じて要因間の関係の推定、そして、その実証的分析をし、人々の行動についての理解を深め、政策設計に資するものとなる。自由、効率性、そして公平性を評価の基礎としている。そのなかで、ミクロ経済学はゲーム理論のもとで再構築され、インセンティブの経済分析として、純粋に経済現象の分析から法、政治、家族、制度の分析にその研究の幅を広げてきている。法の経済分析はその大きな流れの一つである。また、カーネマンなどの行動経済学は経済学の範囲を拡大し、また、行動法学への取り込みが進んでいる。

(3) 法社会学は昨今の「法と社会研究」の発刊にみられるように「法をめぐる社会現象を研究する」ということで、法社会を研究するアプローチは多様・広汎である。サゼッションとして、1. 法社会の研究のためには隣接の学術分野の研究にも視野を広げるほうがよいと思われる。たとえば、特集「新しい所有権法の理論」でも、法と経済学からの新しい所有権法の理論と比べたらどうだろうかと思われる。この点、国際学会の設立とそれへの参加は有意義であろう。2. また、法社会はマクロ的視点も重要であり、政治経済学者 Acemoglu などあらたな法社会論を展開しており信義則社会論、公序良俗論などとの認識共有の必要であろう。3. 法社会学においてエビデンスベースでの研究をするものについては、法社会の経済分析とほぼ一致するといつてよく、また、認知科学の認識の組み込みでも、経済学との共同によってより成果のあるものとなる。4. 最後に、司法過程の行動分析はかなり積極的にされているが、研究者の研究の成果と学説の推移について法社会的（経済学的）分析は本学会で取り組むべき興味ある課題であろう。

3. 法社会学の生み出した学際的ユートピアとその後

落合恵美子(京都大学)

思いがけないことに比較家族史学会の会長を拝命することとなった。この学会は江守五夫先生、有地亨先生、利谷信義先生という法社会学の理事経験者の先生方が発起人となり、歴史学、社会学、民俗学、社会学といった多分野の研究者が集まって1982年に設立された。この学会は、家族の歴史と比較という、わたしが1980年代以来追究してきたテーマをすべてカバーしてくれる唯一の学会である。本シンポジウムではこの20年間を対象として語ることとなっているが、わたしにとって法社会学との関わりを語るためには、大恩ある先生方とお会いすることのできたこの時代から出発するしかない。

しかしながら、現在、この学会の会員数は減少傾向にある。わたしなどが進めてきた近代家族批判が本学会の存在意義を揺るがしたのだという指摘もあり、複雑な思いはあるが、学会の草創期には、理想の近代家族を築こうとしてきた世代と、それに批判的な世代とが、ともにこの学会に魅力を感じて集っていたというのは興味深い事実である。

本報告では、1980年代の法社会学はなぜこのような活力ある学際的ユートピアを生み出すことができたのかをまず論じ、その後、この世界はいかに変容してきたのかを考察したい。

次に、2000年代になると、わたしは新たな形で法学者と協働する機会を得た。グローバル COE「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」(2008-2012)において、家族を含む親密圏と交錯する公共圏の解明に、法学者との連携が欠かせなかったからである。さらに現在は、児童虐待防止のための養育者支援プロジェクトを、法学者、脳科学者などとの文理融合研究として進めている。これらの経験をもとに、近代家族が自明ではなくなった時代に、法学と社会学等の学際的連携から主張すべきことを示す。

最後に、親子断絶防止法、家庭教育支援法など、家族をめぐる法律案は、家族の歴史と比較という観点からいかに位置付けられるかを論じて、1980年代の法社会学を中心とした学際的協働が目指したものを、現在という歴史的時点においていかに再定義し再生できるのかを展望したい。

4. 法社会学への期待と要望—平成—民法学者の視点

大村敦志(東京大学)

日本法社会学会の設立 40 周年記念大会において、民法学者として法社会学への期待と要望を報告したのは星野英一であった。そこには、法社会学に対するアンビヴァレントな姿勢が示されていた。星野は隣接諸学に対して開かれた民法学を構想していたが、その研究 方法論として前面に打ち出されたのは「沿革的・比較法的考察」であり、社会学的考察に対して言及されることは少なかった。報告では、星野自身がその理由に言及した上で、法社会学と民法学（より広く実定法学）の共同の可能性を説いた。星野報告から 30 年が経過したが、状況は改善されただろうか。むしろ、今日の民法学においては実定法に閉じこもる傾向が強まっているのではないか。その理由は何に求められるのか。もし、この傾向は 克服されるべきとすれば、民法学の側に自助努力が求められるのはもちろんであるが、法 社会学に期待または要望されることはないか。さしあたり私に求められているのは、このような問題提起であろう。

もっとも 30 年のうちには、このように問題を立てるだけではすまない状況も生じている。少なくとも次の 3 点も考慮にいれなければならないだろう。第一に、30 年前には盛んであると見られていた「沿革的・比較法的考察」の現状はいかなるものであるのか。民法学は法社会学に対してのみならず、法史や外国法など基礎法学一般に対して、閉鎖的な傾向を 示しているのではないか。そうでないとしても、民法学における基礎法学的研究の意味は かつては異なってきたのではないか。第二に、今日、民法学は実定法学を代表する地 位にあるのだろうか。公法学はひとまず措き私法学の内部に限るとしても、民法学と商法 学の間には方法論上の相違が目立つようになってきている。実定法学者の一人として民法 学者が期待と要望を語るにあたっては、この点にも留意しなければならないだろう。第三 に、実定法学・基礎法学を問わず、今日、法学一般が直面している問題もある。この点をも考慮に入れなければ、実定法学（民法学）から法社会学への希望・要望を語る前提ない し目標が定まらないだろう。

5 月 28 日（日） 9:00～12:00

- ・ ミニシンポジウム①

「超高齢社会の法社会学研究の課題：
大規模サーベイ調査に向けた理論的・方法論的検討」

- ・ ミニシンポジウム②

「第 67 期弁護士キャリアとその規定因
——62 期弁護士調査との比較を中心に」

- ・ 個別報告分科会

超高齢社会の法社会学研究の課題：

大規模サーベイ調査に向けた理論的・方法論的検討

コーディネータ：佐藤岩夫（東京大学）

報告① 超高齢社会の法社会学研究の課題：企画趣旨説明をかねて

佐藤岩夫（東京大学）

本ミニ・シンポジウムのコーディネータ・報告者を含む全国的な共同研究グループでは、2016年度から2020年度までの5年間の予定で、現代日本社会における人びとの日常的な紛争経験およびそれへの対応行動を実証的に解明する大規模調査研究プロジェクト「超高齢社会における紛争経験と司法政策」（科学研究費補助金・基盤研究(S)，課題番号：16H06321）を開始した。

本プロジェクトの目的は、大きく2つある。第1は、約10年前に実施された、村山眞維教授を代表者とする大規模調査研究プロジェクト「法化社会における紛争処理と民事司法」（以下、「民事紛争全国調査」）の約10年後のフォローアップである。将来に向けては、社会学におけるSSM調査のように、10年ごとの継続調査として定着し、国際的に見ても貴重な日本の法社会学研究の研究資産として蓄積していければと考えている。第2は、超高齢社会における人びとの紛争経験・紛争対応行動の実態の解明および司法政策上の示唆の獲得である。日本の総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は2014年10月現在で26.0%に達し、日本社会は超高齢社会に突入している。高齢化の亢進は、一方で、高齢者に特徴的な問題や紛争を発生させている可能性があり、他方で、加齢に伴う認知能力・身体能力等の変化が、問題や紛争への対応行動にも影響を及ぼしている可能性があるが、しかし、その全体像を正確に測定した実証的研究はほとんどない。日本社会の高齢化が人びとの紛争経験・紛争対応行動に及ぼす影響の実証的解明と、その知見に基づくevidence-basedな政策提言は、現代日本の法社会学研究の喫緊の課題の一つである。

本プロジェクトでは、2017年度後半に、①無作為抽出した全国の市民を対象に実施する紛争経験および相談機関利用経験のサーベイ調査（以下、「紛争経験調査」）、および、②全国の地方裁判所の民事通常訴訟既済事件の中から無作為抽出した事件の当事者および代理人弁護士を対象に実施する訴訟利用経験のサーベイ調査（以下、「訴訟利用調査」）の2つの大規模サーベイ調査を計画している。それらの準備の過程であらためて浮き彫りとなった課題の一つは、前回調査との継続性および超高齢社会の法社会学研究としての合目的性の適切なバランスである。10年前の民事紛争全国調査との比較のためには、前回調査との継続性・連続性が重要であるのはもちろんであるが、前回調査では必ずしも自覚的に主題化されていなかった超高齢社会における紛争経験・紛争対応行動を適切に解明するためには、前回調査にはなかった内容的・方法論的な新機軸も必要となる。この点では、SSM調査を初めとする各種継続調査の経験にも学ぶ必要がある。

本ミニ・シンポジウムでは、まず、第1報告（佐藤）において以上の研究全体の枠組みおよび課題を整理した後、第2報告（阿部）で「紛争経験調査」、第3報告（太田）で「訴訟利用調査」

の基本的な目的・方針，内容的・方法論的課題をそれぞれ整理する．さらに，民事訴訟利用者調査の豊富な経験および外国の知見を踏まえた二人のコメンテータを予定しており，報告者，コメンテータ，参加者の間で活発な議論を行いたい．

報告② 超高齢社会を対象とする紛争経験調査の課題と方法

阿部昌樹(大阪市立大学)

本報告では，超高齢社会を対象として，社会成員の紛争経験を，質問票を用いて調査する場合の課題を整理するとともに，それらの課題に対処するための方法について検討することを目的とする．

まず前提としなければならないのは，超高齢社会においては，超高齢社会に特徴的な紛争や紛争処理方法が観察されるはずであるという想定自体が，経験的データを用いて検証されるべき仮説に過ぎないということである．したがって，この仮説を検証するための適切なリサーチ・デザインはどのようなものであるかが，まず検討されなければならない．

より具体的には，①高齢者が遭遇しやすい紛争類型は，どのようなものか，②高齢者がたどりやすい紛争処理の経路はどのようなものか，③当事者双方が高齢者である紛争と当事者の一方が高齢者である紛争とでは，その内容や処理方法に相違があるのかどうか，④高齢者自身ではなく，高齢者の家族が，高齢者の家族であるがゆえに遭遇しやすい紛争や，選択しやすい紛争処理方法が存在するのかといった問いに，エビデンス・ベーストな答えを与えるためのリサーチ・デザインが検討されなければならない．

それに加えて，高齢者の紛争経験をどのように把握すべきかが，あわせて検討されなければならない．前期高齢者はともかく，後期高齢者ともなると，記憶が不鮮明な者や，質問票において問われていることの意味を正確に理解し，求められている回答を記入するという作業を独力で行うことが困難な者も，ある程度の割合で含まれていることが予想される．そうした調査対象者の紛争経験を正確に把握するための方法として，どのようなものがありうるのかが検討されなければならない．

本報告では，「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクトの一環として 2016 年度に実施済みの予備調査の結果を参照しつつ，こうした検討を試みる．

報告③ 超高齢社会における訴訟利用調査の課題と方法

太田勝造(東京大学)

1. 訴訟利用調査の課題

本調査は「民事紛争全国調査」の訴訟行動調査から発展した研究である．現在，2014 年第一審終了の民事通常事件の裁判記録の調査を実施中であり，これに基づき，2017 年度後半に訴訟利用者並びに代理人弁護士への質問票調査を実施する予定である．

本調査の課題は，(A) 訴訟行動調査のほぼ 10 年後の追跡調査，(B) 超高齢社会としての現代日本社会の法的問題とその法政策的解決のための立法事実と政策選択肢の模索，である．訴訟行動調査との比較可能性を保持しつつ，また，予算制約の厳しい条件の下，超高齢社会としての日本社会の諸問題へのパースペクティブを付加した研究課題を設定している．具体的には，(a)民事訴

訟記録から基礎的情報を蒐集して現代民事訴訟の日本における概要を解明する。(b)上記(a)の情報に基づいて訴訟当事者及びその代理人弁護士への質問票調査を実施して、市民の司法アクセス、訴訟利用者の手続き評価、訴訟利用者の訴訟経験の評価、訴訟利用者の訴訟結果の態度・評価等を解明し、問題点を明らかにする。(c)訴訟代理人弁護士への質問票調査を実施して、弁護士から見た現代民事司法についての評価と態度を解明し、問題点の課題についての基礎データとする。(d)一般人への質問票調査やインターネット調査を実施したい。

2. 超高齢社会における介護者の法的責任についての Field Experiment

最高裁判所 2016 年 3 月 1 日判決は、認知症により責任を弁識する能力のない高齢者（85 歳）が線路に立ち入り列車と衝突して鉄道会社に損害を与えた場合において、鉄道会社から遺族が損害賠償請求を受けた事案につき、結論としては請求を棄却したが、一定の場合に遺族に法的責任が認められる可能性を示唆した。この判決については、認知症等の障害を持つ高齢者を抱える家族等へ、負のインセンティブを与える恐れが指摘され、またその旨のメディアによる報道もなされている。この判決とその報道に基づいて、裁判の判決や ADR における判断とその報道が、市民にどのような家強を与えるのか否かについての Field Experiment を実施した。本報告の後半では、この研究の成果について簡単に紹介する。

コメント① 菅原郁夫（早稲田大学）

コメント② Dimitri Vanoberbeke（カトリック＝ルーヴァン大学〔ベルギー〕）

《参考情報》

村山眞維他編『現代日本の紛争処理と民事司法（全 3 巻）』東京大学出版会（2010 年）

本プロジェクトのウェブサイト <http://web.iss.u-tokyo.ac.jp/cjrp/>

第67期弁護士キャリアとその規定因

—62期弁護士調査との比較を中心に—

コーディネータ：藤本亮（名古屋大学）

藤本亮(名古屋大学)／石田京子(早稲田大学)
武士俣敦(福岡大学)／上石圭一(追手門学院大学)
宮澤節生(UC Hastings／龍谷大学)

弁護士キャリアパス研究会（弁護士社会構造研究会）では、2016年1月から3月に67期弁護士（2016年1月1日現在の日弁連登録名簿による）を対象とする郵送法による全数調査を行った。この調査は2014年12月以降に登録した67期弁護士の登録後約1年後までのキャリアの展開を、登録地、登録事務所の種類、事務所での地位、業務内容、収入、ジェンダーなどの視点から探ろうとするものである。質問紙は2010年度から本研究会が実施してきた62期弁護士調査との間で比較可能となるように設計された。

本研究プロジェクトの目的は、新人弁護士のキャリア形成のあり方とその差異に作用する要因を解明し、とりわけ法科大学院経験と司法修習における経験との関連性を明らかにすることであった。その観点からは、62期弁護士と67期弁護士の間には5年という期間だけでなく、法曹養成制度に関係する違いもある。62期弁護士については、新旧の司法試験が併存しており、旧司法試験に合格した者を中心とする「現62期」（司法修習終了は2009年9月2日）と新司法試験に合格した者を中心とする新62期（司法修習終了は2009年12月16日）があった。他方、67期には、法科大学院を修了して司法試験を受験した者と司法試験予備試験に合格して司法試験を受験した者がいる。すでに公表してきた結果に明らかなように現行62期と新62期の間にはキャリア展開に大きな違いはみられていない。67期の法科大学院組と予備試験組の違いは司法試験受験資格の違いであり、司法試験受験から司法修習、就職活動や登録期などは同じ経験をしている。しかし、予備試験組の中には、法科大学院に在学中に予備試験を受験し、予備試験合格後に法科大学院を中退する者も少なくない。

本ミニ・シンポジウムでは、各調査項目について記述統計の分析で発見された回答を説明対象（従属変数）として、①まず、その値の違いを説明しうる規定要因（独立変数）候補を二変量解析で探索し、②さらに、その結果着目した独立変数候補群について、他の独立変数候補の影響を取り除いた個々の独立変数の直接的な影響力を探るために、可能なかぎり多変量解析を試み、弁護士キャリアの構造の深く分析しようとするものである。

具体的には、法科大学院での学修経験と司法試験準備の態様、司法修習から最初の就職先が決まる時点に至るプロセス、弁護士登録の時期・登録地域の特性・職場の特性・職場における地位、多様な業務分野への関与の態様・業務分野の類型・各類型の業務に従事する弁護士の属性・専門化の態様、労働時間、所得の分布とその規定要因を検討する。

62期調査との比較では、2回に渡る62期調査のうち、この67期第1回調査とキャリア展開上同時期である最初の登録後14～15ヶ月時点で実施した2011年調査を主たる比較対象としている。全体として、62期と67期の間でキャリアの多様化がやや進んでいる一方で、キャリア展開を左右している要因の構造は大きく変化しているわけではないことが分析からは伺える。

報告は以下のように構成される。ただし、実際の報告タイトルないし内容は分析の進行状況と結果によって変更がありうる。

1. 藤本亮（名古屋大学）「67期弁護士調査と62期弁護士調査の概要」
2. 石田京子（早稲田大学）「法科大学院・司法修習の評価とキャリアへの影響」
3. 藤本亮（名古屋大学）「登録地・登録事務所の多様性とその規定因」
4. 武士俣敦（福岡大学）「業務内容の構造」
5. 上石圭一（追手門学院大学）「収入の規程因の多変量分析」
6. 宮澤節生（UC Hastings／龍谷大学）「67期調査にみる弁護士追跡調査の意義」

本シンポジウムに関連する「弁護士キャリアパス研究会」が実施してきた調査は以下のとおりである。

67期弁護士第1回郵送調査	対象 2016年1月1日現在 日弁連名簿に67期として登録されている弁護士1737人 調査主体 弁護士キャリアパス研究会（代表・藤本亮）※科学研究費補助金15H03303 調査時期 2016年2～4月（一斉登録日から約14ヶ月後） 方法 郵送調査法（督促状送付は質問紙送付3週間後に葉書送付） 回収数・回収率 427ケース・24.6% 調査協力・日本弁護士連合会
62期弁護士第1回郵送調査	対象 2010年10月1日現在 日弁連名簿に62期として登録されている弁護士2121人（現62期323人、新62期1798人） 調査主体 弁護士キャリアパス研究会（代表・宮澤節生）※科学研究費補助金22330038 調査時期 2011年1～2月（現62期一斉登録日から約17ヶ月後、約新62期一斉登録日から約14ヶ月後） 方法 郵送調査法（督促状送付は質問紙送付2週間後と4週間後に葉書送付、3週間後にFAX送付） 回収数・回収率 621ケース・29.3%（現62期85ケース・26.3%、新62期536ケース・29.8%） 調査協力・日本弁護士連合会
62期弁護士第2回郵送調査	対象 2013年12月1日現在 日弁連名簿に62期として登録されている弁護士2087人 調査主体 弁護士キャリアパス研究会（代表・宮澤節生）※科学研究費補助金22330038 調査時期 2014年1～3月（現62期一斉登録日から約53ヶ月後、約新62期一斉登録日から約50ヶ月後） 方法 郵送調査法（督促状送付は質問紙送付3週間後と5週間後に葉書送付） 回収数・回収率 406ケース・19.5%（現62期51ケース、新62期354ケース） 調査協力・日本弁護士連合会

これらの調査に関連しては、下記のとおり報告書を発表してきた。これらは、国立情報学研究所 NII 学術情報ナビゲータ（CiNii Articles <http://ci.nii.ac.jp>）で「62期弁護士」ないし「67期弁護士」をキーワードとして検索すると全文がダウンロードできる。（英文書籍所収論文を除く）

宮澤節生, 藤本亮, 武士俣敦, 神長百合子, 上石圭一, 石田京子, 大坂恵里(2010)「法科大学院教育に期待される「法曹のマインドとスキル」に対する弁護士の意見:2008年全国弁護士調査第1報」
青山法務研究論集 2:67-171

宮澤節生, 久保山力也(2011)「弁護士界内部における業務分野の「評価」:2008年全国弁護士調査から」
青山法務研究論集 3:33-82

宮澤節生, 武士俣敦, 石田京子(2011)「日本における弁護士の専門分化:2008年全国弁護士調査(第2報)」
青山法務研究論集 4:193-287

宮澤節生, 石田京子, 久保山力也(2011)「第62期弁護士第1回郵送調査の概要:記述統計の提示」
青山法務研究論集 4:57-191

宮澤節生, 武士俣敦, 藤本亮, 上石圭一(2012)「日本において特定分野への相対的集中度が高い弁護士の属性:2008年全国弁護士調査第3報」青山法務研究論集 5:119-233

宮澤節生, 石田京子, 久保山力也, 藤本亮, 武士俣敦, 上石圭一(2013)「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感:第1回郵送調査第2報」青山法務研究論集 6:35-235

宮澤節生, 石田京子, 藤本亮, 武士俣敦, 上石圭一(2014)「第62期弁護士第2回郵送調査第1報:調査の概要と記述統計」青山法務研究論集 9:67-137

宮澤節生, 藤本亮, 石田京子, 武士俣敦, 上石圭一(2015)「第62期弁護士第2回郵送調査第2報:二変量解析から多変量解析へ」青山法務研究論集 10:39-175

Setsuo Miyazawa, Atsushi Bushimata, Keiichi Ageishi, Akira Fujimoto, Rikiya Kuboyama and Kyoko Ishida (2015) "Stratification or Diversification?: 2011 Survey of Young Lawyers in Japan" in: Setsuo Miyazawa, Weidong Ji, Hiroshi Fukurai, Kay-Wah Chan and Matthias Vanhullebusch (eds.) *East Asia's Renewed Respect for the Rule of Law in the 21st Century The Future of Legal and Judicial Landscapes in East Asia*. Brill's.

宮澤節生, 石田京子, 藤本亮, 武士俣敦, 上石圭一(2016)「第62期弁護士の面接調査:第1報」青山法務研究論集 11:61-165

藤本亮・石田京子・武士俣敦・上石圭一(2016)「第67期弁護士第1回郵送調査の概要—記述統計の提示—」名古屋大学法政論集 268号、238頁以下。

(謝辞) これまでの質問紙調査と面接調査に、多忙な中ご協力いただいた62期弁護士および67期弁護士のみなさまに心より感謝を表するものである。そして、本ミニシンポジウムで報告する第67期弁護士調査も含め、すべての調査研究は日本弁護士連合会の多大なるご支援・ご協力を得なければ実施できるものではなかった。心よりの謝意を表する次第である。また、本調査を含め、当研究会の調査研究は日本学術振興会科学研究費補助金の助成(課題番号:22330038, 15H03303)を受けて実施しているものである。

子どもの法的地位をめぐる一般人の法意識

齋藤宙治（東京大学）

近時、子どもと大人の境目に位置する各種の法定年齢について、20歳から18歳への引き下げの議論が急に進んでいる。2015年には選挙権年齢が引き下げられ、2017年には成年年齢の民法改正が実現する見込みであり、少年法年齢についても法制審への諮問がなされた。

この状況を踏まえて、本研究では法定年齢をめぐる法意識調査（2017年2月のインターネット調査）を行なった。15歳から69歳までの男女800名に、主な法定年齢の項目（26項目）が何歳であるべきかについて網羅的に回答してもらった。回答者が持つ社会的態度や属性によって、法定年齢をめぐる態度にどのような違いがあるかなどを分析した。

主な結果：①人々の法意識の観点からは、法定年齢の項目は「政治参加に関する年齢」「結婚・契約に関する年齢」「刑事司法に関する年齢」「歓楽に関する年齢」という4カテゴリーに分類された（探索的因子分析）。②「法規範の対象事項に関する態度」「子どもに関する態度」「その他の一般的な社会的態度」という3種類の社会的態度すべてが、法定年齢をめぐる態度に影響していることがわかった。③少年法年齢を低く志向する態度の背後には、犯罪一般に対する厳罰志向や子ども嫌いの感情などの社会的態度が存在し、また自身に子がない者の方が少年法年齢を低く志向する傾向があることがわかった。

IoT時代の倒産と管財人の責任負担に関する一考察

橋本誠志（徳島文理大学総合政策学部）

今日のインターネットのメインフレームはセンシングや計測機能を有し、ある種の情報を発生させる機能を有する「モノ」が互いにつながるIoT(Internet of Things)に移行しつつある。IoTではデバイスからある種の情報を発生し、かかる情報がクラウド型ネットワークを通じて収集・分析・フィードバックされることを前提とする情報活用型社会への移行を促している。今後、IoTが社会基盤並びに社会的資産としてより安定した機能を果たしてゆくためには、IoTによりもたらされる価値が倒産事象の発生によっても迅速・効率的に継承される必要があり、これに対する破産管財人の役割はより重要さを増す。しかし、上記の役割を果たす上で従来、物的資産の管財をその主な職務としていた破産管財人には情報主体という新たなステークホルダーへの対応が必要不可欠になった。破産管財人にとって従来、取り組む必要が無かった情報主体への対応は、追加コストの要因となる反面、破産財団の価値増加に直接つながるわけではない。このような状況において破産管財人はどの程度のことを行えばその責任を果たした事になるのだろうか。

以上の問題意識に基づいて本報告では、経済学の契約理論や拡大責任の考え方も参照しつつ、①新たな情報技術への破産管財人の対応能力の不備、②クラウドの特性に基づく破産管財人の権限不足の状況下での破産処理における破産管財人の情報資産の管理に関する責任負担の方向性として結果型責任とプロセス型責任の関係を中心に考察する。

参考文献

- [1]橋本誠志:「クラウドコンピューティング時代の倒産処理における個人情報保護と管財人の責任負担に関する一考察 ―環境汚染問題に関する議論を手がかりとして―」, InfoCom REVIEW, Vol. 57 pp. 16-31 (2012)
- [2]日本民事訴訟法学会「:<<シンポジウム>>倒産手続の担い手―その役割と考え方」,民訴雑誌,No.61,pp.85-146(2015)
- [3]佐藤鉄男:「倒産手続の担い手団体の効用と可能性―倒産村から真の専門家集団へ―」『NBL』No.1061,pp.19-25(2015)
- [4]Georges Dionne and Sandrine Spaeter:“Environmental risk and extended liability: The case of green technologies”, Journal of Public Economics,87: 1025-1060 (2003)
- [5]木村俊郎:「金融機関の環境浄化責任―アメリカの CERCLA 法の適用とその限界―」『関西大学法学論集』 Vol.43,No.4, pp.1398-1399(1993)
- [6]永石一郎:「破産管財人と CSR」『一橋法学』 Vol.4,No.2,p.353 (2005)
- [7]佐々木良一編著:『IT リスク学』 (共立出版,2013)
- [8]柳川範之『契約と組織の経済学』 (東洋経済新報社,2000)
- [9]ロバート・D. クーター, トーマス・S. ユーレン 『法と経済学』 (商事法務研究会,1997)
- [10]細江守紀『情報とインセンティブの経済学』 (九州大学出版会,2005)
- [11]伊藤秀史『契約の経済理論』 (有斐閣,2003)
- [12]清水克俊、堀内昭義『インセンティブの経済学』 (有斐閣,2003)
- [13]オリバー・ハート著,鳥居昭夫訳『企業 契約 金融構造』 (慶應義塾大学出版会,2010)
- [14]戸田宏治「チーム生産とインセンティブ」『福岡経大論集』 38 巻 2 号(福岡 経済大学,2009), pp.61-87

司法統計から見た簡裁司法書士代理の実情と機能

馬場健一（神戸大学）

司法制度改革で導入された認定司法書士による簡易裁判所の民事訴訟の法廷代理は、日本の裁判利用にどのような変化を与えたのであろうか。本人訴訟を減らしたのか、訴訟需要を喚起したのか、弁護士の仕事を奪ったのか。司法書士代理の地域差はあるのか、あるとすればそれはなぜだろうか。制度導入から10年以上を経ているにも関わらず、このような観点についての議論は、あまり聞いたことがないように思われる。本報告は、このような問題を、司法統計に基づき、実証的な観点から取り上げようとするものである。

方法としては、全国及び地方別の司法書士代理の実情を、司法統計に基づき、実数や人口比、弁護士代理や本人訴訟との比率などの観点から分析する。地域別の司法統計については、現在公表されていないので、最高裁判所の広報課から入手したデータを使い分析を進める。例えばクレサラ、過払い事件関係に典型的に見られる、原告側のみに代理人がついて検討すると、大都市部より地方のほうが司法書士代理になっている比率が系統的に高い。そこには弁護士人口の違いが関係しているのではないかと疑われる。また近年ではこの司法書士の比率が頭打ちか低下傾向にある。この背後には過払い事件が収束を見たことがあるように思われる。また競合する弁護士代理との関係をみると、都市部では徐々に、地方ではほぼ一気に、司法書士代理の比率が上がっていき、近年は安定傾向にあるように思われる。こうした差異にも、弁護士の多寡と司法書士代理との間の関係の存在が予想される。そのほかの地域的特質や司法書士分布との相関等も論点となろう。

不作為の入会権と保全地役権

—上関原発立地空間に生きる鎮守の森を事例として—

早瀬利博（長崎大学）

英米法系の国々では導入されているが、日本では殆ど認識されていない環境保全（不作為の設定行為）を目的とした地役権である Conservation Easement（保全地役権）について言及し、同様に歴史的に全く認識されてこなかった入会権の不作為性に関して再考し、各地方の慣習に従うほか地役権の規定を準用する共有の性質を有しない入会権（地役入会権）の不作為の設定行為（「鎮守の森」保全）の可能性について論議を試みる。3.11 事故（東日本大震災及び福島第一原発事故）の30年前から山口県上関町において中国電力㈱が実施している上関原発建設計画の用地取得にかかる入会権確認請求事件では、建設予定地である神社名義入会地（鎮守の森）における部落の慣習による「保全地役権的な入会権」の顕現を看過できない。前近代から日本の村落共同体の自然経済を限りなく肥大化する商品経済から保護してきた入会権は、各地方でその権利主体である部落（入会集団）の解体とともに完全に消滅しようとしている。いわゆる入会権の解体现象によ

って、日本の戦後 72 年の現代社会において、その入会権の規定は、講学的にも制度的にも形骸化してしまっている。しかしながら、本件の事例のような局面で、保全地役権的な「不作為の入会権」を認識することで、入会権（の環境保全機能）に再評価を向けることができる。

5 月 28 日（日） 14:00～16:50

- ・ミニシンポジウム③

「入会権研究の軌跡と現代的課題

ー研究ストックの再活用を目指して」

- ・ミニシンポジウム④

「津波被災者家族の思いと裁判という選択」

入会権研究の軌跡と現代的課題

-研究ストックの再活用を目指して

コーディネータ：高村学人（立命館大学）

【報告】林雅秀(山形大学)・金澤悠介(岩手県立大学) 鈴木龍也(龍谷大学)
 矢野達雄(広島修道大学) 三俣学(兵庫県立大学)
【コメント】 榎澤能生(早稲田大学)

企画趣旨

入会権研究は、日本の法社会学を生み出した原動力であり、他国に比類なき豊富な研究蓄積を有している。法社会学の歴史を振り返り、今後の研究課題を展望する上では恰好の素材である。

入会権は、過去の特異な慣習と見做されやすいが、国内外のコモンズ研究によりコミュニティ・ベースドの資源管理制度として再評価され、この間、その実態把握が進展した。また近年、入会集団の全員一致原則に関する判例が変更されたり、入会林野の多くが過少利用にあることを背景に森林組合法や認可地縁団体制度の法改正が行われたりと新たな法状況も生じつつある。

本シンポでは、入会権研究の蓄積・成果を振り返りつつ、入会林野をめぐる今日の問題や新たな法状況に対してどのようにその豊富なストックを再活用できるのか、を明らかにすることを目的とする。またこの作業を通じて、法解釈学と法社会学の関係、近代化論のパースペクティブ、日本の所有権制度の特質、社会的ジレンマを解決する制度と法の役割といった一般的な論点にも迫ってみたい。

報告① 入会権調査史料のアーカイブ化とその歴史計量分析

林雅秀（山形大学）・金澤悠介（岩手県立大学）

日本中の入会権の実態に関して、行政機関や法社会学者らが過去に調査・収集した記録は膨大な量にのぼる。一方、Ostrom 以来の国際的な実証的コモンズ研究、あるいは集合行為研究の最大の関心は、コモンズ利用についての集団、ルール、パフォーマンスの3点の相互関係を解明することと約言できる。日本の膨大な入会権資料は、そうした研究関心に照らしても貴重な情報源となりうるとの考えから、報告者らは資料収集と分析を進めてきた。本報告では、次の3点に絞って報告者らの調査・研究の経過を報告する。(1) 岩手県内の入会関係の資料を網羅的な収集を企図したアーカイブである「小繋事件文庫」の経緯と概要を紹介する。(2) 小繋事件文庫にも収録されている岩手県庁資料のうち、明治44年部落有林野統一関係資料を用い、入会における資源不足の発生と、ルール、および集団の特徴の3点の相互関係についての分析例を紹介する。(3) 「昭和49年全国山林原野入会慣行調査」資料を用いた統計的分析例を紹介する。

参考文献 林雅秀・金澤悠介(2014)「コモンズ問題の現代的変容」理論と方法 29 巻 2 号、Poteete, A., M. A. Janssen, and E. Ostrom (2010) *Working Together*, Princeton University Press

報告② 入会訴訟から見る入会問題の変化と法理論

鈴木龍也(龍谷大学)

川島武宜は 1972 年に発表した論考で、当時の入会訴訟の特徴として集団内紛争の増加を挙げるとともに、それ以降多く発生するであろう入会紛争として『資本』による入会地の取引に関する紛争および「入会権と公権力」との権利・利益の衝突による紛争をあげ、前者の紛争において「入会の全員一致原則」が争われるメカニズムについて論じている。今日においても「開発」をめぐり「全員一致」原則等を争点として争われる入会訴訟は多く見られるが、そのような訴訟では地域環境保全のための手段の一つとして入会権の主張がなされる傾向がある。また、入会集団外の地域住民から、表面上財産区とされている入会地の管理の「適正化」を求める住民訴訟等が多く見られるというのも今日の入会訴訟の特徴である。本報告では、川島らが精力的に入会権の理論化を行った 1950 年代後半から 1960 年代における入会訴訟と比較しつつ、今日の入会訴訟の特徴を明らかにするとともに、背景にある社会状況の変化との関連について検討する。

参考文献 川島武宜(1983[1972])「最近における入会紛争の特質 ―入会慣行における全員一致の原則に焦点を置いて」川島武宜著作集第 8 巻岩波書店、鈴木龍也(2013)「里山をめぐる『公共性』の交錯 ―紛争がうつしだす地域社会と法の現在」間宮陽介・廣川祐司編『コモンズと公共空間』昭和堂、鈴木龍也(2014)「伝統的コモンズと法制度の構築 ―裁判例に見る財産区制度の可能性と限界」三俣学編著『エコロジーとコモンズ』晃洋書房

報告③ 入会林野近代化法 50 年の総括

矢野達雄(広島修道大学)

入会林野近代化法が 1966 年に制定され入会林野整備事業が開始されてから、50 年が経過した。入会林野近代化事業は、当初 10 年余は順調に推移したが、その後木材輸入自由化による材価低迷、農山村の過疎化・高齢化などを受け、実績は低迷した。近代化後の受け皿として多くの生産森林組合が設立されたが、経営難から解散し認可地縁団体に移行する組合が増えてきている。

近代化法をめぐっては、かつては入会権私権論と公権論の対抗が主軸をなした。しかし、法制定前後から、私権論に立つ学者・研究者内部で近代化法および整備事業に対する態度・評価が分かれるようになった。さらに近年、コモンズ論の台頭を受けて、論議の軸は混迷している。

報告では、近代化事業の経過と問題点を整理するとともに、若干の展望を述べることにしたい。

参考文献 川島武宜ほか編(1968)『入会権の解体Ⅲ』岩波書店、矢野達雄(2012)「入会林野近代化法の 45 年と研究者」牛尾洋也・鈴木龍也編『里山のガバナンス』晃洋書房、北条浩(2014)『入会・入会権とローカルコモンズ』御茶ノ水書房

報告④ 北欧の自然アクセス制にみる重層性と多様性 一入会権の現代的再構築への示唆

三俣学(兵庫県立大学)

ミニシンポジウム③

シュラガーとオストロムは、現実の複雑多様な資源所有のありように即しつつ所有権を 5 段階に分類している。それは、1.アクセス、2.採取、3.管理、4.排除、5.譲渡処分である。所有の如何を問わず、万人に上記の 1.アクセスや 2.採取を認める慣行が北欧、ヨーロッパ社会で広くみられる。英国もそのような国の一つである。万人によるアクセス可能な空間を拡大してきた英国オープン・スペースの研究をすすめ、「自然共用制」という考え方に到達した平松紘は、日本の入会林野近代化法について、「同法は、ローマ法とゲルマン法の長く奥深い所有・入会議論を踏まえたといえるか」と問い、同法によって「入会の“近代化”を“私権化”にすり替えてしまった」点を批判的に考察している。本報告では、このような平松の問題意識を部分的に共有しつつ、上記 1.から 5.を分け合うような所有の持つ意義・可能性・課題について、スウェーデンの万人権という慣習を事例にして考えてみたい。

参考文献 Schlager, E. and E. Ostrom(1992) “Property Rights Regimes and Natural Resources: A Conceptual Analysis” *Land Economics*, 68(3), pp. 249-262. 平松紘 (2003) 「イギリスにおける‘歩く権利法’と自然保護—自然共用制に向けて」環境法政策学会編『環境政策における参加と情報的手段』商事実務

コメント

棚澤能生(早稲田大学)

津波被災者家族の思いと裁判という選択

コーディネータ：飯考行（専修大学）

本ミニシンポジウムでは、津波災害で犠牲となり訴訟提起した被災者家族の思いと、裁判による救済の意義と限界について、法社会学、メディア、損害賠償法の見地から検討する。

各報告、質疑と意見交換を通じて、当該テーマを考察し、理解を深める機会としたい。

1. 津波被災者家族の思いと裁判という選択

飯考行（専修大学）

2011年3月11日の東日本大震災に伴う津波は、東北地方を中心とする太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらし、災害関連死を含む死者・行方不明者は2万人以上に上った。遺族は、自らの子、兄弟や親を失ったことで悲嘆に暮れ、様々な思いを胸に生活している。避難指示の誤りなどが死因と思われる場合には、相手（学校、企業、施設、自治体など）に対して、事故の原因や経過に関する説明、法的責任や謝罪を求める場合もある。そして、相手の対応に誠意が十分見られず、納得のいく回答を得られない事態に立ち至ると、遺族により裁判を選択する。心ない批判を受けつつ裁判を行い、請求が認められても、和解で終わる例が多い。

東日本大震災の津波による事故の犠牲者家族による裁判は、少なくとも16件が確認される。それぞれの裁判は、不法行為責任にもとづく損害賠償請求時効期間の関係で、2014年までに起こされている。訴訟提起までの道のりは、民事紛争解決行動や、遺族の悲しみと法の関係として、法社会学で研究されてきたテーマと重なる。また、津波を含む災害と被災者遺族による裁判は、今後も予想されるところである。本報告は、以上の通り理論的かつ実態的に重要な、津波被災者家族の思いと裁判選択の実情を、津波訴訟の概観と原告遺族に対するヒアリングにもとづいて検討する。

〔参考文献等〕飯考行（印刷中）「津波被災者遺族による訴訟提起とその思い」上石圭一他編『現代日本の法過程—その構造と動態 宮澤節生先生古稀記念論文集』信山社。

2. 七十七銀行女川支店訴訟 最高裁まで問い続けた家族

小野智美（朝日新聞社）

地震発生時、彼は運転中だった。車は横転しそうな勢いで揺れ続けた。カーラジオが大津波警報を告げる中、家に帰り着いたのは約20分後。それから約10分後、妻からメールが届いた。

「大丈夫？ 帰りたい。」

東北最大手の地銀、七十七銀行の宮城県女川町の支店で妻は働いていた。支店は女川湾の奥、女川港まで徒歩約1分の至近距離にあるが、港を背に約3分歩けば町の指定避難場所の高台に着き、そこには4階建て病院もある。

返信は通じない。病院へ避難していると思い込んでいた彼は苦笑した。避難者でごった返して嫌

なんだな。警報解除になったら迎えに行こう。

家も町内にある。支店まで車で約5分。その朝も妻を車で送り届けたばかりだ。

高台への避難を連呼していた防災無線放送が「逃げろー」と叫んで切れた。彼も外へ出た。家は高台にあり、津波は来ない。

日没前、彼は港一帯を見渡せる所まで歩いた。夕闇の中、約1キロ先の病院に自家発電の明かりを見た。安心した。明日迎えに行こうと引き返した。

翌朝、日の出と共に出発。町の状況を写真に撮りながら2時間かけて病院へ。そこで知人から、行員たちが2階建て支店屋上で流されたことを知らされた。

半年後の銀行の説明会で家族たちは口々に問う。なぜ高台へ逃げなかったのか。

彼も尋ねた。湾の奥の谷間にあった支店だ。津波の高さは地形によって3倍くらいになるという知識はなかったのか。

予感がした。これは裁判になるかもしれない。

3. 津波被災訴訟事件と紛争解決のあり方―日和幼稚園事件を中心に

小佐井良太(愛媛大学)

本報告は、一連の津波被災訴訟事件のうち、宮城県石巻市で私立幼稚園の送迎バスが被災して園児5名と添乗員1名が亡くなった日和幼稚園事件を取り上げる。報告の目的は、事件の検討を通して訴訟に基づく法的紛争解決の意義と役割、その限界と弊害を見定めた上で、より豊かで望ましい紛争解決を可能とするための条件を探ることにある。

報告では、まず、本件の原告当事者(被害者遺族)を対象に報告者が行った聴き取り調査の結果を踏まえて、事件が訴訟へと至った経緯を確認する。被害者遺族がなぜ訴訟を提起したのか、また、訴訟に何を求めたのか、原告当事者の提訴動機ないし訴訟の目的とその期待の内容を明らかにした上で、訴訟に対する評価を確認する。次に、本件で成立した訴訟上の和解の内容とその意義を検証する。和解に盛り込まれた「心からの謝罪」条項の解釈をめぐる関係者間の認識の齟齬を手がかりに、双方代理人の説明義務をめぐる問題や和解成立後の原告・被告両当事者間の関係性の再構築をめぐる課題等に言及する。この他、津波被災による死亡事案で、仙台弁護士会「震災ADR」を利用して解決に至った事例を手がかりに、「震災ADR」など訴訟以外の紛争解決手段を用いた紛争解決の可能性とそのための条件等についても、検討を行うことにしたい。

[関連判例] 仙台地裁平成25年9月17日判決(裁判所Webサイト)

4. 津波被災訴訟における「真実」解明のゆくえ―大川小学校訴訟

土屋明広(金沢大学)

東日本大震災によって発生した津波は多くの学校に押し寄せ、甚大な被害をもたらした。なかでも石巻市立大川小学校は、子ども70名以上と教職員10名が亡くなる学校災害史上最大と言われる「悲劇」にみまわれた。

亡くなった子どもたちの遺族は、市教育委員会に対して「なぜ子どもが死ななければならなかったのか」と繰り返し問い、一部の遺族は時効成立直前に市と宮城県を相手取って訴えを提起する。そして提訴後約2年7ヶ月後に下された一審判決は、子どもたちを適切な場所に避難させなかった等

により被告らの過失を認定し、損害賠償請求を認める原告勝訴と言い得るものであった。しかし判決後に遺族（原告）たちは、「我々の知りたかった、その真実に関しては裁判では残念ながら知ることはできなかった」、「裁判が終結してからが本当の意味での検証作業、戦いになる」と訴訟の目的が果たされなかったと述べている。

本報告の目的は、遺族たちの追い求めた「真実」とは何か、なぜ解明されなかったのか、について、被災から一審判決までの経過を辿りながら検討することである。そして、訴訟において遺族（原告）らが試みた「真実」解明の取組みを確認しつつ、要件事実に関わる事実認定に焦点化される民事訴訟制度の限界と課題、そして可能性について論じたい。

5. 津波災害の損害賠償論

大坂恵里（東洋大学）

津波訴訟において、裁判所の審理対象は、被告が津波災害について民法上または国家賠償法上の法的責任を負うかどうかの判断に関わるものに限定され、被告が法的責任を負うと判断された場合でも、遺族が得ることのできる法的救済は、金銭による賠償という形をとる。真実の解明と被告による心からの謝罪を求めて提訴に踏み切った遺族の思いとはかけはなれたものと言わざるをえない。

それでも、津波災害による死が不運ではなく不正義の結果として生じたものであるならば、訴訟を通じてその法的責任が追及されることは、社会全体の利益となる。津波災害の法的責任を基礎づける法的義務の内容を、今後の防災対策に活かすことができるからである。

本報告では、本ミニシンポジウムで取り上げる七十七銀行女川支店訴訟、日和幼稚園訴訟、大川小学校訴訟において主要な争点となった被告の法的義務——安全配慮義務ないし注意義務——の内容と、その前提としての予見可能性について、裁判所がどのような判断を示したのか、過去の自然災害に関する訴訟における判断なども参照しながら、分析を行う。そして、津波訴訟におけるこれら争点に対する判断が、今後の防災対策にどのような影響を与えうるのかを考えてみたい。

〔参考文献等〕高橋眞（2016）「自然災害と使用者の安全配慮義務——七十七銀行事件の遺したもの——」法学雑誌62巻3・4号366-419頁。

【会場案内】

会場: 早稲田大学早稲田キャンパス(新宿区西早稲田1-6-1)

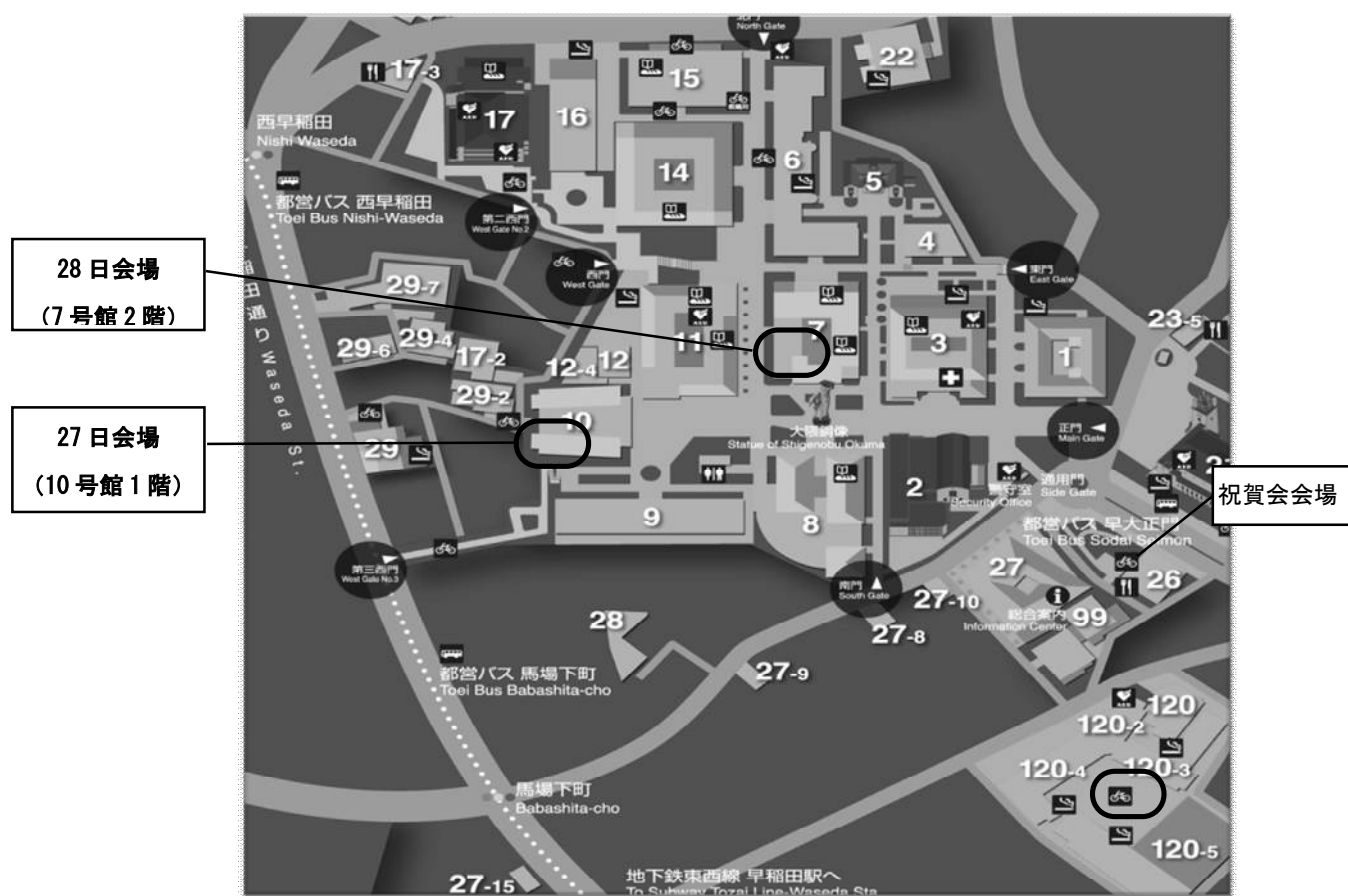
27 日 (70 周年記念シンポジウム) 会場 早稲田キャンパス 10 号館 109 教室

28 日 (学術大会) 会場 早稲田キャンパス 7 号館 2 階教室

* 初日と二日目で会場が異なりますので、ご注意下さい。いずれも正門または南門からのアクセスが便利です。

最寄駅: 東京メトロ東西線「早稲田」駅改札から徒歩約 5 分

または, JR 山手線 高田馬場駅から都営バス「早稲田大学行き」にて約 10 分, 終点「早稲田大学」下車, 徒歩約 2 分



<https://www.waseda.jp/top/assets/uploads/2014/08/75fbe93c96f198b17f2f294320b48990.pdf>〈早稲田大学キャンパスマップ〉